

26660-1343  
令和2年12月1日  
(FAX公文)

関係各位

宮崎県農政水産部長  
(公印省略)

本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う  
防疫体制の強化について（通知）

日頃から家畜衛生行政に御理解と御協力をいただき厚く感謝申し上げます。  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表。）により実施するほか、家畜保健衛生所による立入指導等を通じ、その徹底をお願いしてきたところです。

11月に入ってから国内の養鶏場や野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、厳重な防疫体制で臨んでいたところですが、令和2年12月1日、本県の肉用鶏農場において、別添プレスリリースのとおり高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

つきましては、さらなる発生を阻止するため、家畜伝染病予防法に規定される飼養衛生管理基準について再確認いただき、特に下記の事項について、養鶏農家等関係者に周知していただくとともに、万一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期すようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 人・物・車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの農場及び家きん舎への侵入防止について  
衛生管理区域に出入りする人、物、車両の消毒や衛生管理区域専用の衣服と靴及び家きん舎専用の靴の使用を徹底するとともに、防鳥ネットを含む家きん舎の破損部位の修繕及び家きん舎周辺の草刈りや樹木の剪定並びに整理整頓といった環境整備を適切に実施すること。
- 2 農場境界及び鶏舎周囲の消毒について  
農場内へのウイルス侵入を防ぐため、消石灰等により定期的に農場境界及び鶏舎周囲の消毒を行うこと。
- 3 早期発見・早期通報について  
家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する症状の内容（別紙）について把握するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、家畜保健衛生所又は管理獣医師にその旨を届け出ること。  
また、本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、平時から飼養する家きんの健康状態について注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状が見られた場合の早期通報を徹底すること。

(文書取扱 家畜防疫対策課)

担当：防疫企画担当 川上  
TEL：0985-26-7139（直通）  
FAX：0985-26-7329